

目的

- 国内外からの観光客の持続的な増加を図る受入環境の整備を推進することを目的として設置。

協議事項

- 1 観光客の受入環境を整備するための具体的な事業(以下「受入環境整備事業」という。)の内容と経費の総額に関する事
- 2 受入環境整備事業を実施する上での行政(県・市町村)と民間事業者の役割分担及び連携方策に関する事
- 3 前号の役割分担に基づき、行政(県・市町村)が行う受入環境整備事業の財源を確保するための方策に関する事

スケジュール

- | | | |
|-----------|-------|------------------------------------|
| 1月26日 | (第1回) | 観光客の受入環境を整備するための具体的な事業の内容 |
| 2月24日 | (第2回) | 受入環境を整備するための具体的な事業の内容と経費の総額① |
| 3月30日(予定) | (第3回) | 受入環境を整備するための具体的な事業の内容と経費の総額② |
| 4月上旬(予定) | (第4回) | 受入環境整備事業を実施する上での行政と民間事業者の役割分担と連携方策 |
| 4月下旬(予定) | (第5回) | 行政が行う受入環境整備事業の財源を確保するための方策 |
| 5月 | (予定) | (第6回) まとめ |

構成員

別添参照。

神奈川県観光客受入環境整備協議会設置要綱

(目的)

第1条 国内外からの観光客の持続的な増加を図る受入環境の整備を推進することを目的として、神奈川県観光客受入環境整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 観光客の受入環境を整備するための具体的な事業（以下「受入環境整備事業」という。）の内容と経費の総額に関する事
- (2) 受入環境整備事業を実施する上での行政（県・市町村）と民間事業者の役割分担及び連携方策に関する事
- (3) 前号の役割分担に基づき、行政（県・市町村）が行う受入環境整備事業の財源を確保するための方策に関する事

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、平成29年1月26日から平成29年5月31日までとする。

(構成員)

第4条 協議会は、行政、学識経験者、経済団体、観光協会、旅行業者団体、宿泊施設団体等から選定した20名程度をもって構成する。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、部会における協議内容を協議会に報告する。

(構成員でない者の出席)

第8条 協議会及び部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業労働局観光部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

神奈川県観光客受入環境整備協議会 構成員名簿

H29. 2. 24現在 敬称略

区分	団体名	職名	氏名
行政	伊勢原市 ※神奈川県市長会推薦	市長	高山 松太郎
	箱根町 ※神奈川県町村会推薦	町長	山口 昇士
有識者	松蔭大学観光メディア文化学部 (かながわ観光大学推進協議会 会長)	教授	古賀 学
経済団体	鎌倉商工会議所 ※(一社)神奈川県商工会議所連合会推薦	会頭	久保田 陽彦
	湯河原町商工会 ※神奈川県商工会連合会推薦	会長	石倉 幸久
観光協会	(公社) 神奈川県観光協会	会長	斎藤 文夫
	(公財) 横浜観光コンベンション・ビューロー	理事長	新町 光示
	(一財) 箱根町観光協会	理事長	勝俣 伸
旅行者団体	(一社) 日本旅行業協会関東支部神奈川県地区委員会	委員長	北館 伸哉
	(一社) 全国旅行業協会神奈川県支部	支部長	坂入 満
ボランティア団体	神奈川SGGクラブ	会長	漆原 健彦
宿泊施設団体	神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	鈴木 茂男
	(一社) 日本旅館協会関東支部連合会神奈川県支部	支部長	岡田 浩一郎
	(一社) 日本ホテル協会神静山梨支部	支部長	原 範行
公募			卓 拉(じょうら)
			ロレンス ジョン